

環境省ローカルSDGs（地域循環共生圏づくりプラットフォーム）参加規約

令和2年7月20日

（名称）

第1条 本会は、「環境省ローカルSDGs（地域循環共生圏づくりプラットフォーム）」（以下「プラットフォーム」という。）と称する。

（目的）

第2条 本会は、民間企業、金融機関、市民団体、大学、研究機関、行政機関等、多様な主体の積極的な参画及び連携により、地域循環共生圏の創造を加速させる知見や技術の共有、新結合による価値創造に取り組み、持続可能な自立・分散型社会の構築につなげることを目的とする。

（活動内容）

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- 一 地域循環共生圏創造に資する取組の全国への展開・波及に関する活動
- 二 地域循環共生圏創造に取り組む会員間の先導的取組等の情報共有及び相互啓発、連携強化に関する活動
- 三 都市と地方、会員間の連携強化など広域的取組や複合的取組の企画・推進に関する活動
- 四 本会の趣旨や目的に賛同し、環境・経済・社会の課題解決に取り組む組織等と連携した活動
- 五 その他本会の目的を達成するために必要な活動

（会員）

第4条 本会の会員は、本会の目的に賛同し、本規約を遵守する地域循環共生圏を实践する（または、实践する予定の）地域や団体等ならびに企業等（民間企業、協同組合、社団法人、財団法人、NPO、金融機関、学校）で組織する。

- 2 本会への加入を希望する者は、プラットフォームが実施する実践地域等登録制度又は企業等登録制度に登録することで会員となる。
- 3 会員は、書面により届け出て退会することができる。
- 4 会員が次の各号のいずれか又は全てに該当する場合、その会員を除名することができる。
 - 一 本規約に違反又は本会の信用を著しく害したとき

- 二 会員等が解散又は営業を停止したとき
- 三 暴力団等反社会的勢力と関係があることが判明したとき
- 四 その他本会の運営に当って重大な支障が生じると認められたとき

(他団体等との連携)

第5条 本会の目的を達成するため、本会の趣旨や理念に賛同する次に掲げる組織、団体と積極的な連携を図る。

- 一 関係府省庁
- 二 中間支援的な活動を行うネットワーク団体
- 三 その他、環境省が必要と認めた団体

(事務局)

第6条 本会に、事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、環境省大臣官房環境計画課が行う。なお、必要に応じて事業請負者へ事務局を委託することができる。
- 3 事務局は、規約の制定及び改廃に関する事項を決定する。

(情報公開及び個人情報の保護)

第7条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、活動状況、運営内容等は公開するものとする。ただし、機密情報は非公開とする。

- 2 本会の運営上知り得た個人情報の保護を適切に行うものとする。
- 3 会員は、本会を退会後も前項の規定が適用されるものとする。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、事務局が本規約と別に定める。

附則

- 1 この規約は、令和2年7月20日から施行する。
- 2 本会の設立時の事業年度は、本会設立の日から令和3年3月31日までとする。